## 静岡県教育委員会訓令甲第2号

静岡県教育委員会文書管理規程 (平成13年静岡県教育委員会訓令甲第2号) の一部を次のように改正する。

平成29年3月24日

平成29年3月24日	
	静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀
改正前	改正後
(文書審査主任)	(文書審査主任)
第3条の2 (略)	第3条の2 (略)
2 文書審査主任は、次の各号に掲げる区分に	2 文書審査主任は、次の各号に掲げる区分に
応じ、当該各号に定める者をもって充てる。	応じ、当該各号に定める者をもって充てる。
(1) 本庁の課(室) <u>課長補佐</u>	(i) 本庁の課(室) <u>課長代理</u>
(2) 教育機関等(県立学校を除く。) 次長	② 教育機関等(県立学校を除く。) <u>副所長</u>
	等(教育機関等の副所長、次長、副館長及
	び所長補佐をいう。)
(3) • (4) (略)	(3) • (4) ( 概各 )
3 (略)	3 (略)
(文書主任)	(文書主任)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 文書主任は、次の各号に掲げる区分に応	2 文書主任は、次の各号に掲げる区分に応
じ、当該各号に定める者をもって充てる。	じ、当該各号に定める者をもって充てる。
(1) 本庁の課(室) <u>総括主幹、総務担当主</u>	(i) 本庁の課(室) <u>課長が指名する班長</u>
幹又は総務主査	
(2) • (3) (14各)	(2) • (3) (概各)
3 (略)	3 (略)
(ファイル責任者)	(ファイル責任者)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 ファイル責任者は、次の各号に掲げる区分	2 ファイル責任者は、次の各号に掲げる区分
に応じ、当該各号に定める者をもって充て	に応じ、当該各号に定める者をもって充て
る。ただし、当該各号に定める者が文書主任	る。ただし、当該各号に定める者が文書主任

である場合は、これを除く。

(1) 本庁における課(室)の<u>係</u>(<u>係</u>に相当す (1) 本庁における課(室)の<u>班</u>(<u>班</u>に相当す

る組織を含む。) 当該係等に属する者

- (2) 教育機関等の<u>係</u>(係に相当する組織を含む。) 当該係等に属する者
- 3 4 (略)

(文書等に用いる漢字の範囲等)

## 第10条 (略)

- 2 (略)
- 3 文書等における送り仮名の付け方は、送り 仮名の付け方 (<u>昭和56年</u>内閣告示<u>第3号</u>) の 定めるところによるものとする。
- 4·5 (略)

(教育総務課長に合議等すべき事案)

第46条 次に掲げる事案は、教育総務課長に合議し、協議し、又は報告しなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 官報又は県公報に登載するもの

(6) (略)

る組織を含む。) 当該班等に属する者

- ② 教育機関等の<u>班</u>(<u>班</u>に相当する組織を含む。) 当該<u>班</u>等に属する者
- 3 4 (略)

(文書等に用いる漢字の範囲等)

## 第10条 (略)

- 2 (略)
- 3 文書等における送り仮名の付け方は、送り 仮名の付け方(<u>昭和48年</u>内閣告示<u>第2号</u>)の 定めるところによるものとする。
- 4·5 (略)

(教育総務課長に合議等すべき事案)

第46条 次に掲げる事案は、教育総務課長に合議し、協議し、又は報告しなければならない。

(1)~(4) (略)

- (5) 官報又は県公報に登載するもの<u>で重要か</u> つ異例なもの
- (6) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。 別表第1を次のように改める。

**別表第1** (第11条関係)

種別	番号	課名等	課名等の頭字
本庁	1	教育総務課	教総
	2	教育政策課	教政
	3	財務課	教財
	4	福利課	教福
	5	義務教育課	教義
	6	高校教育課	教高
	7	特別支援教育課	教特
	8	健康体育課	教健
	9	社会教育課	教社
	10	文化財保護課	教文
	11	情報化推進室	教政情
	12	人権教育推進室	教政人
	13	幼児教育推進室	教義幼
	14	全国高校総体推進室	教健全
教育事務所	1	静東教育事務所総務課	東教総
	2	静東教育事務所地域支援課	東教地
	3	静西教育事務所総務課	西教総
	4	静西教育事務所地域支援課	西教地
埋蔵文化財	1	総務課	埋文総
センター	2	調査課	埋文調
教育機関	1	中央図書館総務課	中図総
(県立学校を除く。)	2	中央図書館企画振興課	中図企
在   休 🖊 。 /	3	中央図書館資料課	中図資
	4	中央図書館調査課	中図調
	5	総合教育センター総務課	総教総
	6	総合教育センター生涯学習企画課	総教生
	7	総合教育センター専門支援部研修課	総教専研
	8	総合教育センター専門支援部特別支援課	総教専特
	9	総合教育センター専門支援部教育相談課	総教専教
	10	総合教育センター総合支援部小中学校支援課	総教総小
	11	総合教育センター総合支援部高等学校支援課	総教総高
	12	焼津青少年の家	焼青
	13	観音山少年自然の家	観少
	14	富士山麓山の村	富士山
中学校	1	静岡県立清水南高等学校中等部	清南中等
	2	静岡県立浜松西高等学校中等部	浜西中等
高等学校	1	静岡県立下田高等学校	下田高

2	静岡県立松崎高等学校	松高
3	静岡県立稲取高等学校	稲高
4	静岡県立伊東高等学校	伊高
5	静岡県立伊東商業高等学校	伊商高
6	静岡県立熱海高等学校	熱高
7	静岡県立伊豆総合高等学校	伊総高
8	静岡県立韮山高等学校	韮高
9	静岡県立伊豆中央高等学校	伊中高
10	静岡県立田方農業高等学校	田農高
11	静岡県立三島南高等学校	三南高
12	静岡県立三島北高等学校	三北高
13	静岡県立三島長陵高等学校	三長高
14	静岡県立御殿場高等学校	御高
15	静岡県立御殿場南高等学校	御南高
16	静岡県立小山高等学校	小高
17	静岡県立裾野高等学校	裾高
18	静岡県立沼津東高等学校	沼東高
19	静岡県立沼津西高等学校	沼西高
20	静岡県立沼津城北高等学校	沼城高
21	静岡県立沼津工業高等学校	沼工高
22	静岡県立沼津商業高等学校	沼商高
23	静岡県立吉原高等学校	吉高
24	静岡県立吉原工業高等学校	吉工高
25	静岡県立富士高等学校	富高
26	静岡県立富士東高等学校	富東高
27	静岡県立富士宮東高等学校	宮東高
28	静岡県立富士宮北高等学校	宮北高
29	静岡県立富士宮西高等学校	宮西高
30	静岡県立富岳館高等学校	富岳館高
31	静岡県立清水東高等学校	清東高
32	静岡県立清水西高等学校	清西高
33	静岡県立清水南高等学校	清南高
34	静岡県立静岡高等学校	静高
35	静岡県立静岡城北高等学校	静城高
36	静岡県立静岡東高等学校	静東高
37	静岡県立静岡西高等学校	静西高
38	静岡県立駿河総合高等学校	駿総高
39	静岡県立静岡農業高等学校	静農高
40	静岡県立科学技術高等学校	科技高

41		静商高
42	静岡県立静岡中央高等学校	静中高
43	静岡県立焼津中央高等学校	焼中高
44	静岡県立焼津水産高等学校	焼水高
44	静岡県立清流館高等学校	清流館高
	静岡県立藤枝東高等学校	藤東高
46	144 1 44 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	藤西高
47	静岡県立藤枝西高等学校	
48	静岡県立藤枝北高等学校	藤北高
49	静岡県立島田高等学校	島高
50	静岡県立島田工業高等学校	島工高
51	静岡県立島田商業高等学校	島商高
52	静岡県立金谷高等学校	金高
53	静岡県立川根高等学校	川高
54	静岡県立榛原高等学校	榛高
55	静岡県立相良高等学校	相高
56	静岡県立掛川東高等学校	掛東高
57	静岡県立掛川西高等学校	掛西高
58	静岡県立掛川工業高等学校	掛工高
59	静岡県立横須賀高等学校	横高
60	静岡県立池新田高等学校	池高
61	静岡県立小笠高等学校	小笠高
62	静岡県立遠江総合高等学校	遠江高
63	静岡県立袋井高等学校	袋高
64	静岡県立袋井商業高等学校	袋商高
65	静岡県立磐田南高等学校	磐南高
66	静岡県立磐田北高等学校	磐北高
67	静岡県立磐田農業高等学校	磐農高
68	静岡県立磐田西高等学校	磐西高
69	静岡県立天竜高等学校	天竜高
70	静岡県立浜松北高等学校	浜北高
71	静岡県立浜松西高等学校	浜西高
72	静岡県立浜松南高等学校	浜南高
73	静岡県立浜松湖東高等学校	浜湖東高
74	静岡県立浜松湖南高等学校	浜湖南高
75	静岡県立浜松江之島高等学校	浜江高
76	静岡県立浜松東高等学校	浜東高
77	静岡県立浜松大平台高等学校	浜大高
78	静岡県立浜松工業高等学校	浜工高
79	静岡県立浜松城北工業高等学校	浜城工高

	80	静岡県立浜松商業高等学校	浜商高
	81	静岡県立浜名高等学校	浜名高
	82	静岡県立浜北西高等学校	浜北西高
	83	静岡県立浜松湖北高等学校	浜湖北高
	84	静岡県立新居高等学校	新高
	85	静岡県立湖西高等学校	湖西高
特別支援学	1	静岡県立沼津視覚特別支援学校	沼視特
校	2	静岡県立静岡視覚特別支援学校	静視特
	3	静岡県立浜松視覚特別支援学校	浜視特
	4	静岡県立沼津聴覚特別支援学校	沼聴特
	5	静岡県立静岡聴覚特別支援学校	静聴特
	6	静岡県立浜松聴覚特別支援学校	浜聴特
	7	静岡県立御殿場特別支援学校	御特
	8	静岡県立沼津特別支援学校	沼特
	9	静岡県立富士特別支援学校	富特
	10	静岡県立静岡北特別支援学校	静北特
	11	静岡県立藤枝特別支援学校	藤特
	12	静岡県立袋井特別支援学校	袋特
	13	静岡県立浜松特別支援学校	浜特
	14	静岡県立浜名特別支援学校	浜名特
	15	静岡県立東部特別支援学校	東特
	16	静岡県立中央特別支援学校	中特
	17	静岡県立静岡南部特別支援学校	静南特
	18	静岡県立西部特別支援学校	西特
	19	静岡県立天竜特別支援学校	天特
	20	静岡県立浜北特別支援学校	浜北特
	21	静岡県立清水特別支援学校	清特
	22	静岡県立吉田特別支援学校	吉特
	23	静岡県立掛川特別支援学校	掛特

附則

この訓令甲は、平成29年4月1日から施行する。